

消費者庁において平成25年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について

<規制の事前評価>

	(担当課)	(ページ)
政策名： (1) 包括的かつ一元的な食品表示制度の創設	食品表示課 ※	1
(2) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事 の裁判手続の特例の新設に伴う特定適格消費者団 体の認定制度及び所要の規制の導入	消費者制度課	4
(3) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律による 規制対象の追加	取引対策課	7

※ 平成25年7月1日より、食品表示課の課名が変更され、食品表示企画課となっている。

<実績評価方式による事後評価>

政策名： 消費者政策の推進	(担当課)	(ページ)
施策名： (1) 消費者政策の調整	消費者政策課	10
(2) 基本的な消費者政策の企画・立案・推進	消費者政策課	11
(3) 消費者事故等の情報の集約・分析・対応	消費者政策課	12
(4) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	13
(5) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課	14
(6) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費生活情報課 ※	15
(7) 物価対策の推進	消費生活情報課 ※	16
(8) 地方消費者行政の推進	地方協力課 ※	17
(9) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	19
(10) 消費者取引対策の推進	取引対策課	20
(11) 消費者表示対策の推進	表示対策課	21
(12) 食品表示対策の推進	食品表示企画課	22

※ 平成26年7月1日より、消費生活情報課及び地方協力課は廃止され、消費者教育・地方協力課及び消費者調査課が新設されたため、「(6) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進」及び「(8) 地方消費者行政の推進」は消費者教育・地方協力課、「(7) 物価対策の推進」は消費者調査課が現在の担当課となっている。

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価（1） 担当課：食品表示課

<p>施策名</p>	<p>包括的かつ一元的な食品表示制度の創設</p>
<p>規制の目的・内容 ・必要性</p>	<p>（規制の目的・必要性） 食品一般を対象として、その内容に関する情報を提供させている法律には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）があり、それぞれの法律の目的に則して表示の基準が定められている。そのため、現行の食品表示制度は、複雑で分かりにくいものとなっており、食品表示関係法令が定める表示の基準を整合的なものとするのが求められてきた。 今般、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、内閣総理大臣による基準の策定、その基準の遵守、基準に違反した者に対する是正措置その他食品の表示に関し包括的かつ一元的な制度を創設することとしたものである。 また、栄養表示については、生活習慣病の増加や食生活の多様化が進む中、健康的な食生活を営むための基礎として、中長期的な期間で栄養を管理するための目安として重要な役割を果たすことが期待されるものである。そのため、健康で栄養バランスのとれた食生活を営むことの重要性を消費者自らが意識し、栄養表示を商品選択に役立てられるようにするためには、幅広い食品に表示を付すことが重要であることから、当該表示を義務化することが必要である。 さらに、違反した事業者に対する表示是正のための措置として、是正措置を定めるとともに、調査の効率化や適正な表示制度の運用に資するため、調査権限の強化を行う必要がある。</p>
	<p>（規制の内容）</p> <p>①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務 内閣総理大臣は、食品の表示に関する基準（以下「基準」という。）を定めることができることとし、具体的には、食品の区分ごとに名称や保存方法、原材料、栄養成分等のうち必要と認められる表示事項及び遵守事項を義務付けるための枠組みを定める。また、これとともに、その策定に関し必要な手続（関係行政機関の長との事前協議、関係行政機関の長による基準の策定の要請、消費者委員会の意見聴取等）を定める。</p> <p>②基準違反に対する是正措置 内閣総理大臣等は、基準に従わない者に対しこれを是正するための指示をし、指示に従わない者に対し必要な措置をとるべきことを命じることができることとする。 また、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある基準違反については、回収等を命じることができることとする。</p> <p>③立入検査等の調査権限の整備 内閣総理大臣等は、事業者に対し報告徴収、物件提出命令、立入検査、質問調査及び収去を行うことができることとする。</p>
	<p>【規制の費用】</p> <p>（遵守費用）</p> <p>①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務 一元的な表示制度が構築されることによる、追加的な費用は特段生じないものと考えている。 一方、新たな基準が策定されることにより、既存商品のラベルの切り替え等の遵守費用が発生することが考えられる。特に栄養表示は現行法令では任意表示事項であるため、当該表示を行っていない事業者にとっては、栄養成分の分析費用やラベルの切り替えなど、新たな遵守費用が発生することとなる。 しかしながら、栄養表示に関しては、①大手スーパーで販売されている加工食品の約8割にすでに栄養表示が付されていること（※）、②例えば、消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられる加工食品や、表示の義務化が過度な負担になるような零細事業者については、適用除外とすることを検討することとしていること、③現行の許容範囲にとられない「計算値方式」の導入など、事業者にとって実行性を確保できるような措置を講ずることなどから、追加的な費用は特段生じないものと考えている。 ※ 平成22年消費者庁調べ 調査対象：関東地域の大手スーパー3店舗 調査方法：食品の買い上げ調査、無作為抽出633品</p> <p>②基準違反に対する是正措置 指示・命令に係る措置をとる場合は、その費用（ラベルの切り替え等）が発生する。 また、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある表示基準違反については、回収命令に応じるための費用（周知のための広告費用、郵送費、その他の人的費用等）が生じる。 なお、適正な表示を行う健全な事業者にとっては、特段の費用は生じない。</p> <p>③立入検査等の調査権限の整備 事業者は立入検査等に応じることによる一定の費用が想定されるものの、その費用（報告に必要な紙代等）は僅少なものと考えられる。 なお、適正な表示を行う健全な事業者にとっては、特段の費用は生じない。</p>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価（１） 担当課：食品表示課

<p>規制の費用・便益</p>	<p>(行政費用)</p> <p>①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務 基準の策定等に当たっては、特段の費用は生じないものと考えている。</p> <p>②基準違反に対する是正措置 現行のJAS法、食品衛生法等においても、消費者庁、農林水産省及び都道府県等における監視・指導體制が整備されており、既存の規制と一連の体系をなすものであることから、特段新たな費用は生じないものと考えている。 一方、基準違反で回収命令を行うに当たり、指示のための調査に加え、指示違反に対する命令の際に、回収等命令を合わせて行うかどうかの判断のための調査が必要であり、その費用が発生するが、既存の規制と一連の体系をなすものであることから、特段新たな費用は生じないものと考えている。</p> <p>③立入検査等の調査権限の整備 行政機関において、立入検査や報告徴収等の業務が発生するが、既存の体制で対応できる程度と考えられるため、特段新たな費用は発生しないものと考えている。</p> <p>(その他の社会的費用) 特に想定されるものはない。</p>
	<p>【規制の便益】</p> <p>①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務 3法を統合した包括的かつ一元的な食品表示制度を構築することにより、用語や定義の統一等が図られるなど、消費者及び事業者双方に分かりやすい制度となり、かつ、事業者にとって、表示基準を遵守するための運用コストの軽減が図られると考えられる。 また、栄養表示の義務化により、栄養成分に関する情報が確実に提供されるようになり、より多くの消費者がその情報を基に日々の栄養・食生活の管理し得る環境が促進されることによる健康増進への寄与を含め、消費者の自主的かつ合理的な選択に資すると考えられる。</p> <p>②基準違反に対する是正措置 表示事項の違反があった場合、事業者に対する指示・命令の是正措置を明文化することにより、行政の権限が明らかとなり、違反した事業者に対する表示是正のための管理がより適切になされるようになり、消費者にとって適正な表示がなされるようになると思われる。 また、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要がある事案において、回収命令等を規定する場合、対象食品の回収の確実性は確段に高まると考えられる。</p> <p>③立入検査等の調査権限の整備 違反のおそれのある表示があった際の事業者に対する報告徴収等について、質問調査や物件提出命令など、必要限度における新たな権限を行政に付与することにより、調査の効率化が図られ、適正な表示制度の運用に資すると考えられる。</p>
<p>政策評価の結果</p>	<p>規制の便益に関しては、現行3法を統合した包括的かつ一元的な食品表示制度が創設されることにより、整合的な基準が定められ、定義や用語の統一が図られることなどから、消費者及び事業者双方に適った表示制度が構築されることとなると思われる。また、栄養表示の義務化により、消費者が日々の栄養・食生活の管理に活用し得る環境が促進されることとなるほか、是正措置の整備により、適正な表示制度の運用が図られ、消費者の保護の充実が図られることとなると思われる。</p> <p>さらに、調査権限について、質問調査や物件提出命令など、必要限度における新たな権限を行政に付与し、また、指示・命令の是正措置を明文化して行政権限を明らかにすることにより、制度の適正な運用が可能となり、その結果として、違反した業者に対する表示是正のための管理がより適切になされるようになると思われる。</p> <p>他方、規制の費用に関しては、包括的かつ一元的な食品表示制度が創設されることにより、複数の根拠規定を参照する時間と労力の省力化が図られ、事業者の遵守コストも低くなることが予想される（栄養表示の義務化に伴い一定の費用が発生するものの、既に8割の食品に表示がなされている状況にあり、さらに栄養の供給源への寄与が小さい食品の除外や零細事業者に対する措置の検討など、費用面に対し十分に考慮している。）。</p> <p>また、是正措置やその前段階の調査において、事業者には一定の費用が生じるものの、いずれも適正な表示を行う健全な事業者であれば、発生することのない費用である。</p> <p>以上より、本規制については、「規制の便益」が「規制の必要」を上回るものと考えられる。</p>

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価（1） 担当課：食品表示課

評価結果の政策への反映内容

<法案成立>

評価結果を受けて、本施策を盛り込んだ「食品表示法案」を平成25年4月5日に国会に提出し、同年6月21日に成立、同月28日に公布された。

<予算要求>

・ 本施策を盛り込んだ「食品表示法案」の施行等を含む食品表示対策の推進のため、平成26年度概算要求（212百万円）を行った。

<機構・定員要求>

・ 本施策を盛り込んだ「食品表示法案」の施行等を含む食品表示対策の推進に対応するため、平成26年度機構・定員要求において増員を要求。（課長補佐クラス3名、係長クラス3名）

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価（２） 担当課：消費者制度課

<p>施策名</p>	<p>消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例の新設に伴う特定適格消費者団体の認定制度及び所要の規制の導入</p>
<p>規制の目的・内容 ・必要性</p>	<p>(規制の目的) 消費者の被害回復の実効性を確保するための新たな訴訟制度を創設するに当たり、消費者の利益のために真摯かつ適切に業務を遂行できる消費者団体を新たな訴訟手続の追行主体とし、被害回復関係業務（※）の適正な運営を確保し、もって消費者の被害回復の実効性を確保するという制度の目的を達成するため、特定適格消費者団体の認定制度及び所要の規制を定める。 なお、本制度による被害回復関係業務の実施が、特定適格消費者団体によってのみ遂行されるとしても、消費者個人が自ら被害回復を図ることを妨げるものではない。</p> <p>(※) 新たな訴訟制度の手続の追行に関する業務、消費者に対する金銭等の引渡しに関する業務、消費者被害等の情報の収集に関する業務等をいう。</p> <p>(規制の必要性) 新たな訴訟制度の手続の追行を含む被害回復関係業務の遂行主体となる消費者団体は、多数の消費者の利益のために、共通義務確認訴訟を追行し、最終的には、被告事業者から得た金銭を消費者に支払うまでの一連の役割を担うため、消費者の利益を擁護するために適切かつ真摯に業務を遂行できることが制度的に担保されている者として、一定の要件を満たした者を認定する必要がある。共通義務確認訴訟は、まだ具体的に特定されていない相当多数の消費者の利益を擁護する観点から追行されるものであり、既存の制度と比較すると、不特定かつ多数の消費者の利益のためにする差止請求権の行使と類似するものである。さらに、対象消費者への通知や金銭の管理などの新たに追加される業務の特性に鑑み消費者契約法（平成12年法律第61号）の規定に基づき内閣総理大臣の認定（以下「適格認定」という。）を受けた適格消費者団体（同法第2条第4項に規定する「適格消費者団体」をいう。以下同じ。）であって、差止請求関係業務（※）を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められることのほか、新たな認定要件を設け、それらを満たした適格消費者団体を内閣総理大臣が特定適格消費者団体として認定（以下「特定認定」という。）することが必要である。 また、一度特定認定を行った後も、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な運営を確保するため、特定認定の有効期間を設け更新制とするほか、一定の場合には特定認定又は適格認定を取り消すことができるよう、所要の規制を定める必要がある。</p> <p>(※) 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務等をいう。</p> <p>(規制の内容) ① 特定適格消費者団体の認定制度の導入 被害回復関係業務の遂行主体として、一定の要件を満たした適格消費者団体を、その申請に基づき内閣総理大臣が特定認定を行う。特定認定の有効期間は3年とし、特定認定の有効期間内であっても、特定認定の要件に適合しなくなった場合は、特定認定を取り消すことができることとする。また、消費者の利益に著しく反する訴訟追行等を行った場合には、特定認定又は適格認定を取り消すことができることとする。</p> <p>② 特定適格消費者団体の名称独占 特定適格消費者団体でないものが、その名称において特定適格消費者団体であると誤認されるおそれがある文字を用いること等を禁止することとする。</p> <p>③ 申請事項等に変更があった場合の内閣総理大臣への届出 特定認定の際の申請事項及び添付書類の記載に変更があった場合、当該変更について内閣総理大臣への届出を義務付けることとする。</p> <p>④ 特定適格消費者団体が合併したとき又は被害回復関係業務に係る事業の全部を譲渡したときの内閣総理大臣への届出及び内閣総理大臣による認可 特定適格消費者団体である法人が、他の特定適格消費者団体である法人と合併したとき又は被害回復関係業務に係る事業の全部を譲渡したときは、内閣総理大臣への届出を義務付けることとする。 また、特定適格消費者団体でない法人と合併したとき又は被害回復関係業務に係る事業の全部を譲渡したときで、合併後の法人又は事業の譲渡を受けた法人が特定適格消費者団体としての地位を承継することを意図する場合は、当該合併又は事業の譲渡について内閣総理大臣の認可を要することとする。</p> <p>⑤ 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したときの内閣総理大臣への届出 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したときは、その旨を内閣総理大臣に届出を行うことを義務付けることとする。</p>

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価（２） 担当課：消費者制度課

	<p>⑥ 内閣総理大臣による適合命令及び改善命令          内閣総理大臣が、特定適格消費者団体が特定認定の要件のいずれかに適合しなくなったと認める場合、必要な措置をとることを当該特定適格消費者団体に命ずることができる権限を定める。          また、特定適格消費者団体が欠格事由のいずれかに該当した場合、特定適格消費者団体又は役員が本法の規定に違反したと認める場合その他被害回復関係業務の適正な運営を確保するため必要と認める場合には、内閣総理大臣が、当該特定適格消費者団体に必要な措置をとるべきこと等を命ずることができる権限を定める。</p> <p>⑦ 内閣総理大臣による報告徴収及び立入検査          内閣総理大臣が、特定適格消費者団体に対し業務・経理の状況に関して報告させ、又は職員に、特定適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務状況や帳簿書類等を検査させ、関係者に質問させることができる権限を定める。</p>
	<p>① 特定認定制度の導入  <b>【規制の費用】</b>          （遵守費用）          特定認定申請のための書類作成等の費用が発生するが、特段の負担を課すものではない。          また、特定認定の要件に適合するためは、一定の業務体制及び経理的基礎を整備することが必要となるが、適格消費者団体は差止請求関係業務の主体として既に一定の規模の業務体制及び経理的基礎を有している者であるから、特段大きな負担を課すものではない。          （行政費用）          特定認定の要件を満たしているか審査するための業務が発生する。          （その他の社会的費用）          特に想定されるものはない。  <b>【規制の便益】</b>          被害回復関係業務の適正な運営を確保し、消費者の被害回復の実効性を確保するとともに、本制度の適正な運用を確保することができる。</p> <p>② 特定適格消費者団体の名称独占  <b>【規制の費用】</b>          （遵守費用）          特に想定されるものはない。          （行政費用）          特定適格消費者団体でない者が特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を使用しているかどうかにつき確認するための業務が発生するが、軽微な負担にとどまると想定される。          （その他の社会的費用）          特に想定されるものはない。  <b>【規制の便益】</b>          特定適格消費者団体と誤認されるおそれがある文字の使用を禁止することにより、広く一般国民・事業者に対してどの者が特定適格消費者団体であるかが明らかになり、本制度の適正な運用を確保することができる。</p> <p>③ 申請事項等に変更があった場合の内閣総理大臣への届出  <b>【規制の費用】</b>          （遵守費用）          届出書類の作成のための費用等が発生するが、特段の負担を課すものではない。          （行政費用）          届出書類が適正に作成されているかを確認するための業務が発生するが、軽微な負担にとどまると想定される。          （その他の社会的費用）          特に想定されるものはない。  <b>【規制の便益】</b>          届出をした特定適格消費者団体について、申請事項の内容を変更をした場合であっても被害回復関係業務を適正に遂行できる体制が維持されているか確認することで、本制度の適正な運用を確保することができる。</p>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価（２） 担当課：消費者制度課

<p>規制の費用・便益</p>	<p>④ 特定適格消費者団体が合併したとき又は被害回復関係業務に係る事業の全部を譲渡したときの内閣総理大臣への届出及び内閣総理大臣による認可</p> <p>【規制の費用】 （遵守費用） 届出及び認可申請のための書類作成等の費用が発生するが、合併後の法人又は譲渡を受けた法人の特定認定の適格性を判断するため合理的かつ必要最小限の措置といえる。 （行政費用） 届出書類が適正に作成されているかを確認するための業務及び合併後の団体又は譲渡を受けた団体が特定認定の要件を満たしているか審査するための業務が発生する。 （その他の社会的費用） 特に想定されるものはない。</p> <p>【規制の便益】 特定適格消費者団体が合併を行った場合又は被害回復関係業務に係る事業の全部譲渡を行った場合の、合併後の法人又は譲渡を受けた法人の特定認定の要件への適合性を担保し、本制度の適正な運用を確保することができる。</p> <p>⑤ 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したときの内閣総理大臣への届出</p> <p>【規制の費用】 （遵守費用） 届出書類の作成等の費用が発生するが、特段の負担を課すものではない。 （行政費用） 届出書類を確認するための業務が発生するが、軽微な負担にとどまると想定される。 （その他の社会的費用） 特に想定されるものはない。</p> <p>【規制の便益】 届出をした特定適格消費者団体について、被害回復関係業務を廃止した事実を把握し公示することによって、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務の廃止後も特定適格消費者団体を名乗り被害回復関係業務を遂行することを防止し、本制度の適正な運用を確保することができる。</p> <p>⑥ 内閣総理大臣による適合命令及び改善命令</p> <p>【規制の費用】 （遵守費用） 適合命令又は改善命令を受けた特定適格消費者団体は、特定認定の要件を充足させるために必要な措置又は業務の運営の改善に必要な措置を講じなければならない。しかし、適合命令及び改善命令は、特定適格消費者団体に、特定認定の要件への適合性維持や業務適正化のための是正措置を講ずるための機会を付与するため必要な限度でなされ、それ以上の負担を課すものではない。 （行政費用） 適合命令及び改善命令を行うに当たり事務処理等の業務が発生する。 （その他の社会的費用） 特に想定されるものはない。</p> <p>【規制の便益】 特定適格消費者団体が、特定認定の要件に適合しない場合や欠格事由に該当する状態を是正し、又は被害回復関係業務の運営を改善することによって、本制度の適正な運用を確保することができる。</p> <p>⑦ 内閣総理大臣による報告徴収及び立入検査</p> <p>【規制の費用】 （遵守費用） 報告徴収に際しての書面作成及び立入検査への対応等（行政職員による立入検査の受忍、質問への回答等）の措置を要するが、これらの措置は被害回復関係業務の適正な運営を確保するのに必要な限度で行われ、それ以上の負担を課すものではない。 （行政費用） 報告徴収及び立入検査を行うに当たり、事務処理等の業務、事務所への立入り、団体の職員への質問などを行うなどの業務が発生する。 （その他の社会的費用） 特に想定されるものはない。</p> <p>【規制の便益】 特定適格消費者団体の業務・経理状況が被害回復業務を適正に遂行できる体制であることを確認し、本制度の適正な運用を確保することができる。</p>
<p>政策評価の結果</p>	<p>本規制案①～⑦について、規制の費用は、遵守費用及び行政費用とも限定的である一方、規制によって得られる便益は、被害回復関係業務の適正な運営の確保、更には被害回復関係業務の適正な運営による、消費者被害回復の実効性の確保に資するものであり、規制に要する費用に比して大きな便益が得られることから、本規制案は妥当なものであるといえる。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;法案成立&gt; 評価結果を受けて、本施策を盛り込んだ「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を平成25年4月19日に国会に提出し、平成25年12月4日に成立、同月11日に公布された。</p>

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価（３） 担当課：取引対策課

<p>施策名</p>	<p>特定商品等の預託等取引契約に関する法律による規制対象の追加</p>
<p>規制の目的・内容 ・必要性</p>	<p>(規制改正の目的) 預託等取引契約の締結及びその履行を公正なものとし、重大な消費者被害を未然に防止するため、預託法の規制の対象とする特定商品の追加を行う。</p> <p>(規制改正の必要性) P I O - N E T に登録された情報から預託等取引契約に該当すると思われる事案を抽出し分析を行ったところ、書面不交付、解約妨害又は債務の不履行・不当遅延等が疑われる消費者トラブルが認められたが、有効な法的措置がない状況では、今後ともこの消費者トラブルは継続し、また、預託等取引業者の経営状況によっては、重大な消費者被害が生じ得ると考えられる。 具体的には、現に被害の発生が確認でき、それぞれ下記に示すような資産の魅力をもつことから預託等取引の対象となっていると考えられる携帯電話充電器、健康食品（酵素等）、磁気治療器及びこれらと社会通念上同視可能であって同様の被害が生じる蓋然性が認められるものについて、消費者被害を未然に防止するため、自動販売機及び自動サービス機、動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項の医薬品をいう。）を除く。）並びに家庭用治療器を預託法の規制の対象とする必要がある。</p> <p>① 携帯電話充電器 施設等に設置し、その利用料の回収・分配を通じた収益獲得が期待できる。</p> <p>② 健康食品（酵素等） 熟成させることにより価値を高め、健康志向の消費者への転売による差益獲得が期待できる。</p> <p>③ 磁気治療器 健康の保持等に関心の高い一般家庭へのレンタルを通じた収益獲得が期待できる。</p> <p>(規制改正の内容) 上記で挙げた物品を預託法の特定商品に追加することによって、当該商品を扱う預託等取引業者には、具体的に以下のような規制がかかることとなる。</p> <p>① 預託等取引業者に対する行為規制 預託等取引業者に対する行為規制として、（１）契約の概要及び預託等取引業者の業務・財産状況並びに契約の内容を記載した書面の交付義務、（２）不実告知・重要事項不告知を伴う勧誘・解約妨害の禁止、（３）威迫困惑行為及び債務履行の拒否・不当遅延といった不当な行為の禁止、（４）預託等取引業者の業務・財産状況を記載した書類の事務所への備置き義務等があげられる。</p> <p>② 預託等取引業者に対する業務停止命令等 内閣総理大臣は、預託等取引業者等が本法に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがある場合には、当該事業者に対し、業務停止命令等を発することができる。</p> <p>③ クーリング・オフ及び中途解約権 14日間のクーリング・オフ期間を設け、消費者は預託等取引契約の締結後も、当該期間中は無条件で契約を解除することができる。なお、預託等取引業者はクーリング・オフに伴う損害賠償、違約金及び返還に要する費用等を請求できない。 また、14日間のクーリング・オフ期間経過後であっても、消費者は預託等取引契約に定めのある損害賠償又は違約金を支払えば、将来に向かって契約を解除することができる。なお、預託等取引業者が消費者に請求することのできる支払請求額の上限が設けられている。</p> <p>④ 報告及び立入検査 内閣総理大臣は、預託法の施行のために必要があると認めるときは、預託等取引業者に対し、報告徴収や立入検査を実施することができる。</p>



# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価（3） 担当課：取引対策課

規制案の規制の費用と便益は次のとおり。  
なお、今回預託法の規制対象として追加する物品毎に費用や便益の性質が異なるものではない。

## ① 預託等取引業者に対する行為規制

### 【規制の費用】

#### （遵守費用）

書面の交付義務については、これにより預託等取引業者には、書面の作成等の費用が発生する。

不実告知等の禁止については、消費者契約法により民事的には既に規範となっており、また、威迫困惑行為等の不当な行為の禁止についても、通常の商取引を行っていれば追加的費用はなんら生じないことから、預託等取引業者に特段の費用は発生しない。事務所への書類の備付け義務については、書類の作成等の費用が発生するものの、その内容は交付書面と同様であるため、実質的な追加費用は発生しない。

#### （行政費用）

預託等取引業者に課せられる規制の遵守状況について、消費者被害発生状況等の把握に努め、預託等取引業者が預託法違反行為をし、かつ行為を引き続きするおそれがあると認めるとき等は、当該業者に対し、業務停止命令又は消費者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命じるといった業務が発生するが、通常業務の範囲内で対応可能であると予想される。

#### （その他の社会的費用）

特に想定されるものはない。

### 【規制の便益】

消費者は、契約締結に係る意思決定を行うに当たって必要となる、預託等取引業者の業務及び財産の状況等に関する情報を得ることができる。また、当該情報は契約解除の判断を左右する重要な情報であり、契約締結後に当該情報が記載された書類の閲覧が可能であることは、解約の自由を認めたクーリング・オフ及び中途解約権の制度を担保するものである。以上から、取引の適正化と消費者被害の未然防止によって、消費者の利益の保護が可能となる。

## ② 預託等取引業者に対する業務停止命令等

### 【規制の費用】

#### （遵守費用）

預託等取引業者が本法に違反する行為を行った場合にのみ適用されるものであり、預託法に基づき適正に業務を営む通常の預託等取引業者には特段の費用は発生しない。

#### （行政費用）

行政機関において、違法行為を行う預託等取引業者に対して業務停止命令等の処分を実施することによる業務が発生するが、通常業務の範囲内で対応可能であると予想される。

#### （その他の社会的費用）

特に想定されるものはない。

### 【規制の便益】

預託等取引契約をめぐる違法行為に対して、預託等取引業者への業務停止命令等の処分が実施されることで、取引の適正化と消費者被害の未然防止により、消費者の利益の保護が可能となる。

## ③ クーリング・オフ及び中途解約権

### 【規制の費用】

#### （遵守費用）

預託等取引業者は消費者によるクーリング・オフの行使に備え、預託を受けた商品の運用を控え、これによる当該商品等の保有のための費用が発生し得る。一方で、クーリング・オフ期間経過後における中途解約権が行使された場合には、預託商品等の契約価額の一定割合という限度内で、消費者からの損害賠償又は違約金の支払により契約の解除に伴い発生する当該商品等の返却に要する費用等が治癒され得る。

#### （行政費用）

特に想定されるものはない。

#### （その他の社会的費用）

特に想定されるものはない。

### 【規制の便益】

消費者が、契約締結後冷静になって再考した結果、契約解除の意思を固めた場合には、一定期間内であれば無条件で、当該期間を超えれば一定割合の費用は発生し得るものの、当該契約を解除することができる。これによって、消費者の利益の保護が可能となる。

規制の費用・便益

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事前評価（3） 担当課：取引対策課

	<p>④報告及び立入検査 【規制の費用】 (遵守費用) 預託等取引業者は、内閣総理大臣への報告及び事業所への立入りに係る対応を求められることとなり得るが、これは預託法の施行のために必要があると認められる場合にのみ行われるものであり、預託法に基づき適正に業務を営む預託等取引業者には特段の費用は発生しない。</p> <p>(行政費用) 行政機関において、必要に応じて預託等取引業者に対する報告徴収や立入検査を実施することによる業務が発生するが、通常業務の範囲内で対応可能であると予想される。</p> <p>(その他の社会的費用) 特に想定されるものはない。</p> <p>【規制の便益】 預託等取引契約をめぐる消費者トラブルに対して、より実効的な法執行が可能となり、取引の適正化と消費者被害の未然防止により、消費者の利益の保護が可能となる。</p>
<p>政策評価の結果</p>	<p>規制の便益の面に関しては、本規制案により追加された特定商品に係る預託等取引契約について、これまで法的措置を講じることが不可能であった取引の適正化、及び重大な消費者被害の未然防止により、消費者利益の保護が可能となる。すなわち、預託等取引契約は、預託等取引業者が預託を受けた商品等の返還や一定の利益の提供等を運用の結果如何に関係なく行う義務を負う一方で、預託等取引業者の経営状況の悪化等その債務の履行期までに様々な変化が生じ得るため、債務履行の不確実性が存在し、実際に数百万円に及ぶ契約を締結している消費者もみられることから、社会的に看過し得ないような経済的被害が発生する可能性を有している。しかし、預託法の規制を受けることで、取引の適正化が図られるだけでなく、消費者は契約の締結及び解約に係る意思決定に資する有用な情報を得ることができ、また、クーリング・オフ及び中途解約権の行使により、例えば、債務不履行が懸念されるような預託等取引業者等との契約関係から自由に離脱することが可能である。</p> <p>他方、規制の費用の面に関しては、個々の預託等取引業者の事業規模等により区々となるため定量的な把握は困難ではあるが、預託等取引によって発生し得る消費者被害を未然に防止する便益と比較すれば、十分に正当化されるものであると考えられる。</p> <p>また代替案については、消費者被害の発生防止を期待することは困難であるため、規制案によって被害防止を図ることは妥当であると考えられる。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;政令改正&gt; 評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ「特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成25年7月19日に公布、同年9月1日に施行された。</p>

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（1） 担当課：消費者政策課

施策名	消費者政策の調整
施策の概要	<p>消費者政策担当課長会議などの既存の枠組みの活用や、具体的な事案に応じた関係省庁・機関の会議の設置により、情報共有や機動的な対応を促進する。</p> <p>消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。消費者の立場に立った政策を推進する。</p>
施策に関する評価結果	<p>（目標の達成状況）</p> <p>関係省庁・機関との情報共有や、消費者に対する情報提供等の機動的な対応をすることで、施策の目標をおおむね達成できた。</p> <p>その結果、消費者の利益の擁護及び促進のための取組を行うことができた。</p> <p>（目標期間終了時点の総括）</p> <p>引き続き、消費者の利益の擁護及び増進のため、関係省庁・機関との連携を積極的に図りつつ、消費者に対する情報提供等の実効的な施策に取り組む。</p>
評価結果の政策への反映内容	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット消費者取引に関する実態調査を推進するため、平成26年度概算要求（62百万円）を行った。（25年度予算額：68百万円）</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起及び勧告を実施。（平成25年4月～平成26年3月の期間で注意喚起を7回、勧告を2回実施）</li> <li>・ 消費者庁、警察庁及び金融庁において、政府広報を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施。（平成25年9月～）</li> <li>・ いわゆる「偽装質屋」に関する注意喚起を実施。（平成25年6月）</li> <li>・ 消費者政策担当課長会議を開催。（平成26年2月）</li> <li>・ 食品ロス削減関係省庁等連絡会議を開催。（平成25年8月）</li> <li>・ 「インターネット消費者取引連絡会」の開催。（平成25年度に4回開催）</li> </ul>

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（2） 担当課：消費者政策課

施策名	基本的な消費者政策の企画・立案・推進
施策の概要	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5ヵ年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。
施策に関する評価結果	<p>（目標の達成状況） 消費者基本計画の取りまとめ担当課として、具体的施策の実施状況に関する検証・評価により、計画に掲げられた施策の実施状況を的確に把握することで、平成25年度における同計画の見直しにつなげた。また、消費者等の意見や国際的な動向を的確に施策に反映させるために、情報提供や国際的な連携の強化をする等、施策の目標はおおむね達成できた。 これらにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するための取組を行うことができた。</p> <p>（目標期間終了時点の総括） 平成24年度の具体的施策の実施状況及び平成25年6月閣議決定予定の消費者基本計画の見直しを踏まえ、今後も、引き続き、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行う。 具体的には、「消費者基本計画」を総括的に検証・評価し、見直しについて閣議決定を行うほか、関係省庁に対する情報提供、国際的な連携の推進などに更に取り組んでいく。</p>
評価結果の政策への反映内容	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（15百万円）を行った。（平成25年度予算額：13百万円）</li> <li>・ 消費者行政の国際化を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（63百万円）を行った。（平成25年度予算額：39百万円）</li> <li>・ 消費者政策の企画立案に必要な調査を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（54百万円）を行った。（平成25年度予算額：53百万円）</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OECD/GCP本会合に出席し、現在進められている各プロジェクト（電子商取引に関する調査、製品安全に関する情報共有等）の作業・今後の検討スケジュール等について議論。（平成25年4月、11月）</li> <li>・ 参加国の消費者政策重視の政策展開を促進することを目的としたアジア消費者政策フォーラムに参加。（平成25年7月）</li> <li>・ ICPEN本会合に出席し、各国における新たな分野における消費者問題への対応及び国境を越える消費者トラブルについての取組等、各国消費者行政法執行機関との間で情報交換。（平成25年4月、10月）</li> <li>・ ICPEN加盟各国の消費者保護当局が参加している、インターネットを監視する「インターネット点検キャンペーン」に参加。（平成25年9月）</li> <li>・ 「eConsumer.gov」の日本語サイトにおいて、改正消費者安全法に関する記事等について情報提供。</li> <li>・ 消費者啓発のキャンペーンの1つである「ICPEN詐欺防止月間」に参加し、日本の消費者月間に合わせ、5月1日から1か月間、消費者庁・関係省庁のホームページを通じた消費者への注意喚起・啓発を実施。（平成25年5月1日から1か月間）</li> </ul>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（3） 担当課：消費者政策課

<p>施策名</p>	<p>消費者事故等の情報の集約・分析・対応</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者安全法に基づき、消費者庁に集約された情報を的確に分析し、取りまとめ結果を公表する。          情報を的確に分析するため、有識者や独立行政法人国民生活センターとの情報共有、意見交換を実施する。          集約・分析した消費者事故等に関する情報を庁内及び関係行政機関、地方公共団体等と共有し、適切に消費者に対して提供する。          財産分野の消費者事故等について、消費者被害の発生または拡大の防止を図るため、消費者安全法に基づく注意喚起などの対応を随時行う。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>（目標の達成状況）          消費者事故等の発生に関する情報の集約・分析・対応として、関係省庁・機関と連携をしつつ、積極的な情報提供をすることで、施策の目標はおおむね達成できた。          これにより、消費者被害の発生又は拡大の防止を図り、消費者が安心して消費を行える市場を構築するための取組を行うことができた。</p> <p>（目標期間終了時点の総括）          引き続き、消費者事故等の未然防止・拡大防止のため、消費者庁が収集する情報を一層拡充させるとともに、分析の質を高めていく。          また限られた資源の中で施策の優先性を考慮しつつ、特に財産被害に係る事案への行政措置について、一層本格的に取り組む。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;          ・ 消費者情報の分析・発信を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（27百万円）を行った。（平成25年度予算額：20百万円）          ・ 消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（26百万円）を行った。（平成25年度予算額：42百万円）</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;          ・ 消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起及び勧告を実施。（平成25年度に注意喚起を7回、勧告を2回実施）          ・ 消費者安全法第13条の規定に基づき、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果を公表し、国会に報告。（平成25年6月）          ・ 消費者基本法第10条の2の規定に基づき、消費者政策の実施の状況を公表し、国会に提出。（平成25年6月）</p>

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（４） 担当課：消費者制度課

<p>施策名</p>	<p>消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 集団的消費者被害救済制度の検討          加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、必要な措置を講じる。</p> <p>2. 適格消費者団体の認定、監督、支援          ①適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じる。          ②地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、情報面での支援等を実施する。          ③消費者団体訴訟制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行う。</p> <p>3. 消費者契約法の運用・見直し          ①消費者契約法に関し、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討する。          ②消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について検討する。</p> <p>4. 公益通報者保護法の推進          公益通報者保護法について、法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>（目標の達成状況）          ・法制度の検討に関する業務に関しては、消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置を導入すること等を内容とする消費者安全法の一部を改正する法律が成立したほか、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の法案化に向け、制度案の意見募集を行うなどの作業を行った。また、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催（11回）等を通じ、財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を進めるとともに、消費者委員会における「消費者契約法に関する調査作業チーム」への出席（8回）・資料提供（2回）等を通じて消費者契約法の在り方について検討を行った。          ・消費者団体訴訟制度に関する業務については、シンポジウム（全国5か所）の開催等を通じて制度の普及啓発活動を行ったほか、適格消費者団体の認定等にあって申請を受けてから平均約65日で認定等手続を行うなど適切に業務を行った。このほか、消費者団体訴訟制度に関しては、2013年2月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加されたほか、差止請求の対象の拡大（著しく事実に相違する食品表示等）の検討を行った。          ・公益通報者保護法については、説明会等を通じて普及・啓発を行ったほか、消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」（平成23年3月）等を踏まえ、「公益通報者保護制度に関する実態調査」を実施した。</p> <p>以上の消費生活に関する制度等の企画・立案・推進を行うことにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現にすることができた。</p> <p>（目標期間終了時点の総括）          引き続き、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行う。          具体的には、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の導入に向けた取組や、適格消費者団体への支援を進めるほか、公益通報者保護制度の推進（「公益通報者保護制度に関する実態調査」を踏まえた対応の検討等）などに更に取り組んでいく。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;          ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、平成26年度概算要求（55百万円）を行った。（平成25年度予算額：59百万円）          ・公益通報者保護の推進のため、平成26年度概算要求（24百万円）を行った。（平成25年度予算額：19百万円）</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;          ・集団的消費者被害に係る訴訟制度について、制度の施行に向けた取組を推進。          ・消費者団体訴訟制度等の普及啓発のため、全国6か所でシンポジウムを開催（平成25年11月～平成26年3月）。問合せ窓口（消費者団体訴訟制度ダイヤル）を設置。（平成25年12月～平成26年3月）          ・公益通報者保護制度の更なる普及・啓発に向け、周知方法について所要の見直しを行い、平成25年度においては、「『お客様の声と社員の声企業が救う』シンポジウム」（全国3か所）及び管内市区町村設置率が全国平均値（50.1%）を下回り、かつ過去3年間（平成22年度～24年度）説明会・研修会を実施していない地区を対象に「公益通報者保護制度に関する行政機関向け研修会」（全国5か所）を実施。</p>

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（5） 担当課：消費者制度課

<p>施策名</p>	<p>個人情報保護に関する施策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の円滑な施行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>（目標の達成状況）          法制度の周知徹底のため、全国13か所で個人情報保護法の説明会を実施するなど法律及び制度の内容等に関する情報提供及び啓発を行った。平成24年度の説明会では、新たな取組として、地方公共団体等が地域において個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例の報告を行い、内容の充実を図った。合計で約3,100人の参加があり、参加者に対して行ったアンケートでは、「有益であった」「まあ有益であった」との回答割合が約9割に達するなど、一定の成果を上げている。          また、消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議が進められる際に資するよう「平成23年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」を消費者委員会へ報告する（24年10月）など、協力を行った。</p> <p>（目標期間終了時点の総括）          個人情報保護法は、全面施行後8年余りを経過したところであるが、事業者からの漏えい事案が引き続き注目を集める等、個人情報の取扱いに対する国民の不安感には根強いものがあり、個人情報の取扱いに対する苦情・問合せは依然として多くある。また、「消費者基本計画」において、「個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討」することとされている。さらに、個人情報の取扱いに係る国際的なルールの検討も、急速に進展している。          これらの動きを踏まえながら、消費者庁において引き続き、法の趣旨の正しい解釈の周知・徹底等の取組を行っていく。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;          ・ 個人情報保護の推進のため、平成26年度概算要求（24百万円）を行った。（平成25年度予算額：26百万円）</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;          ・ 個人情報保護法説明会（平成25年11月～平成26年2月）において、昨年に引き続き、いわゆる「見守り協定」の締結などの個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例について地方公共団体等から報告を行った。</p>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（6） 担当課：消費生活情報課

<p>施策名</p>	<p>消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○教育          これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立するために開催した「消費者教育推進会議」の取りまとめ「消費者教育推進のための課題と方向」を受け、「消費者教育推進のための体系的プログラム」研究会を開催し、対象領域ごとライフステージごとの個別の目標を検討し、「体系的プログラム」として取りまとめるとともに、この「体系的プログラム」の普及策を提案する。          消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報件数等の拡充を行う。          消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを目的とし、消費者に対して、必要とされる消費者教育ツールを届け消費者教育を効率的・効果的に行うために、年度内をめぐりに新学習指導要領の内容を踏まえた小学生向けの消費者教育用副教材を作成するとともに、消費者教育の教育手法等についての検討を行う。</p> <p>○普及啓発          各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。          消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会づくりに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方自治体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及啓発を推進する。          高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者、および周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。          子どもの不慮の事故の減少への寄与を図るため、子どもの事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>（目標の達成状況）          『「消費者基本計画」における具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」』を踏まえ、おおむね達成できたと考えられる。</p> <p>（目標期間終了時点の総括）          引き続き、消費者基本計画を踏まえた施策等を実施するとともに、消費者が賢い消費者、自立した消費者となるため、より地域や消費者団体等と連携を図り、充実を図っていく。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;          ○ 消費者教育の推進のため、所要の経費を予算措置。          ・ 消費者教育推進会議に関する経費について、平成26年度概算要求（11.2百万円）を行った。（平成25年度予算額：11.2百万円）          ・ 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費について、平成26年度概算要求（48.9百万円）を行った。（平成25年度予算額：47.5百万円）</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;          ・ 消費者教育を総合的・一体的に推進するため、関係する業務の総括を行う企画官を要求。</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;          ・ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の閣議決定（平成25年6月）          ・ 消費者教育推進会議の3つの小委員会（消費者市民社会育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）の設置及び開催（平成25年12月～）          ・ 消費者教育ポータルサイトシステム改修（平成25年3月）          ・ 高齢者・障害者の消費者被害防止のための見守りの担い手向け視聴覚教材の作成（平成25年3月）          ・ 消費者団体との意見交換会の開催（平成25年度7回）          ・ 子ども関連イベントへの参加を通じた啓発活動の推進（平成25年度10回）</p>



## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（7） 担当課：消費生活情報課

<p>施策名</p>	<p>物価対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、内外価格差など公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時においては、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>（目標の達成状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約30年ぶりに電気料金の値上げが申請されたことを契機に、昨年来、国民生活における公共料金等の重要性が改めて認識されている。24年度は、東京電力、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請における物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議の過程において、消費者・消費者団体との意見交換会の開催や検証ポイントの策定・公表を行う等、適切に対応を行った。このほか、当庁のウェブページ等を活用し、電気料金認可申請に係る経済産業省との協議内容について、消費者への情報提供を行った。</li> <li>・消費者基本計画施策番号67-2番「①公共料金等に係る情報公開の実施状況フォローアップ」の実施のため、消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会による各省庁ヒアリング等を行った。</li> <li>・「公共料金の内外価格差調査」等の実施、国民生活安定緊急措置法の施行状況報告についての国会報告を行った。</li> </ul> <p>（目標期間終了時点の総括）</p> <p>物価対策を適切に進めることができた。今後も公共料金に関する現状と課題を整理し、継続的な取組を行い、消費者に与える影響を十分考慮すべく努めていく。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価対策の推進のため、平成26年度概算要求（66.8百万円）を行った。（平成25年度予算額：44.8百万円）</li> </ul> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金の改定の際の料金の適正化の確保等に対応するため、平成26年度機構・定員要求において増員を要求。（課長補佐クラス1名、係長クラス1名）</li> </ul> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金等の決定・改定の透明性等を確保する観点から、消費者委員会公共料金等専門調査会（学識経験者や消費者団体関係者が構成メンバー）を活用して、取り組むべき課題と今後検討すべき論点を取りまとめ。</li> <li>・東北電力、四国電力、北海道電力及び中部電力の電気料金値上げ認可申請に対して、消費者・消費者団体との意見交換会の開催や検証ポイントの策定・公表を行う等、適切に対応を行った。</li> <li>・消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について、改定内容が税率変更に見合った内容になるよう関係省庁と調整を行う等、適切に対応を行った。</li> <li>・消費税率引上げに伴う便乗値上げ対策として、物価モニターによる生活関連物資の価格動向の調査監視を行うとともに、消費者及び事業者からの便乗値上げに関する情報・相談を受け付け、得られた情報について、各業界の所管省庁に連絡する体制を整備した。</li> </ul>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（８） 担当課：地方協力課

<p>施策名</p>	<p>地方消費者行政の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>平成23年度末までの「集中育成・強化期間」における、地方消費者行政の課題及び消費者庁としての取組・地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を、着実に推進していく。</p> <p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。更に、全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の実施を通じ、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>（目標の達成状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について、詳細な事例集とこれを基にした「地方自治体への期待」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ（24年7月）、これに基づく施策を推進した。</li> <li>・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、平成24年度補正予算において60.2億円の上積みと25年度末までの延長を行った。さらに、平成25年度予算において「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」の実施のため5億円の上積みを行うとともに、被災4県に対しては平成24年度に引き続き、平成25年度予算において約7.29億円の上積みを行った。</li> <li>・「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」を制定（25年2月）し、地方への継続的な支援が必要であるとの国の認識を示すとともに、地方自治体の自主財源化への取組を促した。</li> <li>・消費者庁幹部や経済産業局などの国の機関と都道府県・政令指定都市の担当部長との意見交換や情報交換の場として、「地方消費者行政ブロック会議」を全国6ブロックで開催し、法執行の強化の支援や連携などに努めるとともに、地域で消費者問題に携わる者の「交流の場」として、平成24年度も全国8ブロックで「地方消費者グループ・フォーラム」を開催した。また、自治体と意見交換を行うのみならず、消費者団体等が実施するシンポジウム等にも出席し、消費者団体等とも積極的に交流を図った。</li> <li>・東日本大震災への対応として、平成23年度に引き続き、地元のニーズを踏まえつつ被災地における各相談窓口に分野の専門家を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行うほか、消費者の安全・安心をよりいっそう確保するため、国民生活センターと共同で地方自治体に検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制を整備する等、被害を受けた自治体のバックアップに取り組んだ。</li> <li>・P I O - N E T刷新の検討について中間報告を取りまとめ（24年7月）、同報告を基に、業務・システムの現状分析など、刷新に向けた作業を実施した。</li> </ul> <p>以上のとおり、年度当初に掲げた目標は概ね達成した。</p> <p>（目標期間終了時点の総括）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費者行政に関する財政措置の在り方については、「一般準則」により長期的な体制整備のロードマップを示したところではあるが、具体的な財政措置の在り方について検討を進めていくことが必要であることから、引き続き地方自治体と密接に連携を図り、地方の要望を踏まえながら検討を進める。また、地方自治体が円滑かつ計画的に自主財源に移行できるよう促す取組を続ける。</li> <li>・「地方消費者行政ブロック会議」、「地方消費者グループ・フォーラム」の開催に当たっては、参加者からの意見を踏まえながらより効率的な運営を実施する。</li> <li>・消費者ホットラインの運営に当たっては、利用件数なども踏まえながら、より効率的な執行管理を行う。</li> </ul>

評価結果の政策への反映内容

<予算要求>

- 地方消費者行政の推進のため、所要の経費を予算措置した。
  - ・ 平成25年度補正予算において、「地方消費者行政活性化基金」の上積みとして15億円を措置。
  - ・ 平成26年度予算要求：1.150百万円[平成25年度予算額：1.375百万円]
  - ・ 平成26年度当初予算において、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用し、国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施等するため、10億円を要求（30億円を措置）。
  - ・ 平成26年度当初予算において、岩手・宮城・福島・茨城の「地方消費者行政活性化基金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応に活用するため、約7.49億円を要求。

<機構・定員要求>

- ・ 今後も地方自治体や地域の消費者団体等多様な主体との連携を引き続き強化するため、平成26年度定員要求において、平成25年度末見直し期限到来事項（交付金担当）の見直し解除（課長補佐クラス1名、係長クラス1名）を要求。

<その他の具体的取組>

- ・ 積極的な地方の関係者との意見交換等の実施。
- ・ 「地方消費者行政活性化基金」を活用し、相談体制の充実等、地方自治体における取組を支援。
- ・ 平成27年度以降についても視野に入れ、基金等の個別事業ごとの活用期間に関するルール「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」を平成25年2月に制定し、当該準則を適用した基金の活用期間を最大平成39年度まで延長した。
- ・ 「地方消費者グループ・フォーラム」（全国8ブロック）の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進。（平成25年10月～平成26年2月）
- ・ 「消費者行政ブロック会議」（全国6ブロック）の開催を通じ、地方自治体との連携を強化。（平成25年9月～11月）
- ・ 「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」の中間報告（平成24年8月）を踏まえ、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図る観点から、相談員資格の法律への位置付け等の具体化に向けて必要な事項の検討を実施。
- ・ 消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会において、消費者の安全・安心を確保する観点から、あるべき「地域体制づくり」について検討を行い、報告書を平成25年12月に取りまとめた。
- ・ 消費者安全法の改正を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を閣議決定し（平成26年3月11日）、第186回通常国会に提出。
- ・ 「PI0-NET刷新に関する検討会」の中間報告（平成24年7月）を受け実施した業務・システム分析の結果等を踏まえ、登録日数の短縮、相談員の入力軽減や情報分析機能の向上、費用軽減などを内容を内容とした最適化計画を策定（平成26年1月）。平成27年度のPI0-NET刷新に向け、最適化計画に沿って業務改善・システム改修を図るため、調達仕様書の作成、入札等の準備を実施。
- ・ 「消費者ホットライン」を運用。
- ・ 「東日本大震災」で被害を受けた地方自治体をバックアップするため、放射性物質検査機器の貸与等による放射性物質検査体制の整備を実施。（検査機器の配備（272自治体に392台）：～平成24年11月／研修会の実施：随時）
- ・ 地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門家を派遣し（事業開始から平成25年3月31日までに5,996人（延べ人日）を派遣）、相談体制の構築に対する支援を実施。

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（9） 担当課：消費者安全課

<p>施策名</p>	<p>消費者の安全確保のための施策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」については、毎週定期的な件数、事故概要等を公表している。</p> <p>事故情報データバンクは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備し、平成22年4月から国民の方にはインターネットから同データバンクの事故情報を自由に閲覧・検索することができるようにしている。</p> <p>食品と放射性物質に関しては、消費者の目線に立ち、関係省庁、地方自治体、消費者団体等と連携しつつ、消費者へのわかりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努めている。また、リスクコミュニケーションについては、これまで消費者の日常生活における身近な問題をテーマとして行ってきており、引き続き推進していくこととしている。</p> <p>「医療機関ネットワーク」は、消費者の生命または身体に生ずる被害に関する事故等の概要等の詳細情報を医療機関から収集し、同種事故等の再発防止に活かしていくことを目的としており、平成22年12月に事業を開始している。</p> <p>平成24年8月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年10月に消費者安全調査委員会が設置された。消費者安全調査委員会は、生命・身体の被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行っている。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>（目標の達成状況）</p> <p>今年度、事故情報データバンクへのアクセス件数は堅調に推移した。収集する事故情報の範囲等の拡大については、平成24年10月に消費者安全調査委員会が設置されたことに伴い、これまでの「入手情報点検チーム」における対応体制の見直しを図り、事故情報等の効率的な確認や注意喚起等を行う事案の効率的な抽出に努めることができた。</p> <p>リコール情報サイトについては、平成24年4月より運用を開始し、会員登録された方へのメール配信サービスを開始することができた。</p> <p>食品と放射能の問題については、計175回のリスクコミュニケーション等を実施し、情報共有・正確な理解の促進を図り、消費者が自ら判断して消費行動を行うことができるような取組を推進することができた。</p> <p>（目標期間終了時点の総括）</p> <p>前年度同様、生命・身体被害に係る消費者事故等に関する情報を迅速・的確かつ効果的に発信し、被害の発生又は拡大を防止する取組を確実に実施していく。</p> <p>食品と放射能に関するリスクコミュニケーションについては、地方自治体、消費者団体と連携した意見交換会の全国的展開に加え、子育て世代向けのミニ集会の開催の促進や、意見交換会の中心となる専門家（コミュニケーター）養成のための研修を実施し、地域におけるリスクコミュニケーションの強化等を行っていく。</p> <p>消費者安全調査委員会は、引き続き、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行っていく。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者の安全確保のための施策の推進のため、所要の経費を予算措置。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、平成26年度概算要求（92百万円）を行った。（平成25年度予算額：95百万円）</li> <li>・ リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、平成26年度概算要求（26百万円）を行った。（新規）</li> <li>・ 消費者に対して食品と放射能等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、平成26年度概算要求（47百万円）を行った。（平成25年度予算額：54百万円）</li> <li>・ 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等に必要予算を要求。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;その他の具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集した生命・身体被害に係る消費者事故等の情報について、消費者への注意喚起等を実施。</li> <li>・ 食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるように関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施。（平成25年12月）</li> <li>・ 冷凍食品への農薬混入事案について、消費者安全情報総括官会議を開催し、今後の対応パッケージを取りまとめる。（平成26年3月）</li> <li>・ 医療機関ネットワーク事業においては、参画病院について地域性の偏りの適正化や対象診療科の拡大を図るため、病院数を13から24へ拡大。（平成25年4月）</li> <li>・ リコール対象品による事故の再発防止等を図るため、注意喚起やチラシの作成・配布、リコール情報サイトの改修・掲載内容の充実。</li> <li>・ 地方公共団体等と連携したリスクコミュニケーションの他、地域に根ざした取組として、正確できめ細やかな情報提供ができる専門家（コミュニケーター）の養成研修を開催。（平成25年度中に約3千名を養成）</li> <li>・ 消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施。</li> </ul>

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（10） 担当課：取引対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者取引対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○特定商取引法等の厳正な執行          消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分（業務停止命令・指示）などを厳正に行う。          また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」という。）や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。          このほか、特定電子メール法に基づく表示等に関する規制・制度を運用する。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>（目標の達成状況）          特定商取引法違反事案が巧妙化・複雑化している中で、経済産業局との密な連携の下で限られた人的リソースなどを効率的に活用し、平成24年度は、40件の行政処分を行い、悪質事業者による被害拡大の防止などが図られた。また、ISPや金融庁への通報も着実にやっている。          特定電子メール法に基づき、総務省との連携の下、平成24年度は8件の行政処分を行い、消費者保護の確保が図られた。</p> <p>（目標期間終了時点の総括）          引き続き、特定商取引法及び特定電子メール法の厳正な執行等により、一般消費者の利益を確保する。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;          ・ 特定商取引法の厳正な執行等を行うため、平成26年度概算要求（245百万円）を行った。（平成25年度予算額：239百万円）</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;          ・ 特定商取引法の見直し、業法・預託法関連の業務の増大に対応するため、平成25年度機構・定員要求において増員を要求。（定員要求：課長補佐クラス1名、係長クラス2名）</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;          ・ 特定商取引法の厳正な執行。          ・ 特定電子メール法の厳正な執行。          ・ 通信販売業者からの違法な電子メール広告等に関する情報を関係事業者や金融庁に提供。          ・ 宅建業法に基づく行政処分に係る協議への対応。（平成26年3月）          ・ 預託法政省令の改正。</p>

## 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（11） 担当課：表示対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者表示対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、          ①不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。          また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。          ②住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準の普及・啓発を図る。          ③家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。          また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>（目標の達成状況）          ①景品表示法の運用について、平成23年度は、前年度に比して行政処分（措置命令）件数が増加しているところ、平成24年度の件数はさらに増加しており、厳正な景品表示法の運用が行われた。また、前年度に引き続き、景品表示法説明会に講師派遣を行い、景品表示法の普及・啓発を実施するとともに、公正取引協議会への活動への講師派遣も行い、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進する取組が実施された。          ②住宅性能表示制度について、パンフレット等をHPに掲載するとともに、平成24年度は、全国約1千箇所の消費生活センター等にパンフレットを配布し、同制度の普及・啓発に向けた取組を実施した。          ③家庭用品品質表示法について、平成24年度は9件の指示を行うなど適切な運用がなされた。また、雑貨工業品品質表示規程の「洋傘」と、「いす、腰掛け及び座いす」のうち「乳幼児用のいす」について、表示の標準として製品の取扱上の注意表示を新たに追加する改正を行うこととした。</p> <p>（目標期間終了時点の総括）          ①景品表示法の執行について、引き続き、厳正な運用を行っていか、違反事件を処理するための体制整備等を含めた取組を行っていく。また、引き続き、景品表示法の普及・啓発及び公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用の促進に係る取組を実施していく。          ②住宅性能表示について、引き続き、一般消費者に対する普及・推進のための取組を行っていく。          ③家庭用品品質表示法について、引き続き、法を適切に運用するとともに、規程等を社会のニーズに応じて改正する取組を行っていく。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt;          ・食品表示に関する違反事件調査の一元化等のため、平成26年度概算要求（22百万円）を行った。</p> <p>&lt;その他の具体的取組&gt;          ○景品表示法の運用及び執行体制の拡充          ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する行政処分（措置命令）等を実施。          ・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。          ・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒を発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。          ・景品表示法の普及・啓発等のため、各種団体主催の食品表示等に係る講習会等に講師を派遣し、景品表示法のパンフレットを配布。          ・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。          ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等への講師派遣。</p> <p>○住宅性能表示制度の普及・啓発          ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及・啓発に取り組む。</p> <p>○家庭用品の品質表示の適正化          ・家庭用品品質表示法に基づき、事業者に対する「指示」を行い、また、事業者が自ら不適正表示を申し出たものについては、ウェブサイト上で消費者に注意喚起。          ・雑貨工業品品質表示規程における「洋傘」と、「いす、腰掛け及び座いす」のうち「乳幼児用のいす」について、取扱上の注意等の表示による安全への配慮を促す必要があることから、表示の標準として製品の取扱上の注意表示を新たに追加する等の告示改正を行った。（平成25年6月11日）</p>

# 評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（12） 担当課：食品表示企画課

<p>施策名</p>	<p>食品表示対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>食品表示の適正化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）、食品衛生法、健康増進法等に基づく食品の表示基準を的確に企画及び運用するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処する。</p>
<p>施策に関する 評価結果</p>	<p>（目標の達成状況） 制度の運用改善のための表示基準やガイドラインの改定など消費者基本計画に基づき必要な措置を講じるとともに、乳児用食品の表示基準を設ける措置を講じる等、早急な対応を要するものへの対応を実施した。 また、第183回通常国会への食品表示法案提出を目指し、食品表示一元化検討会及び新食品表示制度についての意見交換会の開催、新食品表示制度についての意見募集等、スケジュールを見据えた施策の実施に努めた。</p>
	<p>（目標期間終了時点の総括） 食品の安全に関する情報や消費者が自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資する情報の提供を推進することは、消費者利益の擁護と増進を図る上で重要である。 本施策の食品表示の一元的な法体系の在り方の検討については、検討会を実施し、パブリックコメント及び意見交換会を行うなど、着実に法案提出に向けた施策を進めている。また、これと併せて栄養表示の義務化について結論を得ることができた。さらに、原料原産地表示、外食・中食におけるアレルギー表示、遺伝子組換え表示、添加物表示についても検討を行うことができた。 また、乳児用食品の表示基準など、早急な対応を要する案件についても、必要な措置を講じており、一定の評価ができると考えられる。 引き続き、消費者の立場に立った表示制度の充実を検討するとともに、食品事業者等に対する監視指導・啓発を充実・強化していくことが重要となる。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p>&lt;予算要求&gt; ・ 食品表示対策の推進のため、平成26年度概算要求（212百万円）を行った。（平成25年度予算額：153百万円）</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt; ・ 新たな基準策定の検討、食品表示に関する問合せ対応強化及び食品の新たな機能性表示制度の検討に対応するため、平成26年度機構・定員要求において増員を要求。（定員要求：課長補佐クラス3名、係長クラス3名）</p> <p>&lt;その他具体的取組&gt; ○ 食品表示法施行に向けた作業 ・ 平成25年6月に成立した食品表示法の施行（平成27年度6月まで）に向け、新たな食品表示基準の策定作業の実施。 ・ 食品表示法成立に伴い、説明会開催などの普及・啓発活動の実施。</p> <p>○ 食品の新たな機能性表示制度に向けた作業 ・ 規制改革実施計画に基づき、平成26年度中の措置に向けた作業の実施。</p>